

大分県報

令和五年
第四三七号
八月二十二日

（火曜日）

目次

告示

保安林の指定

こいの持ち出し制限の範囲

公告

清算人の退任

正誤

令和五年八月一日付け大分県報第四三二号に記載の大分県告示中の訂正

○告示

大分県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和五年八月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林の所在場所

杵築市山香町大字野原字宮ノ後一八四四番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和五年八月二十二日

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百六十九号

令和五年大分県内水面漁場管理委員会告示第二号（こいの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。

令和五年八月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分川水系の本流、支流及び派流

二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流

五 駅館川水系の本流、支流及び派流

六 自見川水系の本流、支流及び派流

七 八坂川水系の本流、支流及び派流

八 大野川水系の本流、支流及び派流

九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

○公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人伊美郷土地改良区（国東市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年八月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

氏名

伊美 哲二

住

国東市国見町野田二五四〇番地四

藤本 勝信

〃 国見町伊美二の二七一一番地一五

大分県報（告示・公告）

一

○正
誤

森吉一利	〃	国見町伊美二四〇七番地二
大塩照明	〃	国見町野田九三九番地
大石時夫	〃	国見町赤根二一〇三番地一
都留喜多男	〃	国見町中九七三番地一
川上鉄之助	〃	国東町富来浦一八五一番地三八
田中徹治	〃	国見町中三七四番地二
河野通明	〃	国見町千灯八六二番地
池田芳夫	〃	国見町中一〇一三番地
峯野律雄	〃	国見町伊美一七八九番地

令和五年八月一日付け大分県報第四三二号に記載の大分県告示中の訂正

ページ 段 行 誤 正

一〇 上 右から七 大分県告示第二百四十四号 大分県告示第三百四十四号